

本号の掲載記事

● 堂島国際部門便り「中国民法典：離婚冷静期について」

弁護士 王宣麟

● トピック 金融法務

「ディスクロージャーワーキング・グループ報告－中長期的な企業価値向上につながる資本市場の構築に向けて－」

弁護士 田邊愛

● 近時の実務話題&裁判例レビュー

弁護士 大川治

## 堂島国際部門便り

### 中国民法典：離婚冷静期について



弁護士 王 宣麟

#### 1. 留学の雑感

留学開始からはや1年が経過し、中国ロースクールでの授業も残すところあと1か月程度となりました。中国に入境できないもどかしさを感じつつ、時間の経過の早さに驚いています。2022年に入ってから日本を含め世界各国がコロナウイルス政策を緩和もしくは撤廃し、徐々に人の往来が再開したようですが、中国は「ゼロコロナ」政策を徹底しているため、感染者が一人でも見つければ当該区域内でロックダウンが行われ、区域内住民全員のPCR検査が毎日行われているようです。中国人民大学の学内の寮に住んでいる同級生に話を聞いても、ここ数か月の間は、特段の理由がない限り大学敷地内から外に出ることができないようで、学内の他の留学生たちも徐々に帰国を開始しているとのことでした。もちろん人民大学の敷地は広く、食堂、購買部や運動場等の生活するための設備は一通り揃っているものの、授業は全てオンラインで行われ、学外に出ることができない現状では故郷に帰った方が良いと判断する学生も多いようです。このような厳しい状況であるため、日本人の留学生に対しては、まだ学生ビザが発行されない状況です（但し一部の国では留学ビザが徐々に再開しているようです）。できることなら現地でロースクールの授業を受け、友人たちと切磋琢磨し、ときには中国国内を旅行し、中国の歴史や絶景を肌で感じてみたかったのですが、残念ながらまだ経験できておりません。ロースクールでの修学期間も残り約1年となりますので、早く入境し、少しでも中国

で暮らす期間を確保できればと考えておりますが、目下のところは、生活に制限がある中国在住の皆様が一番ストレスがかかっている状況かと思われますので、一日でも早く問題が鎮静化することをお祈りしております。

#### 2. 中国法トピック

さて、話は変わりますが、今回も中国法の内容を共有させていただければと存じます。個人的に興味深いと思った中国民法典の「離婚冷静期」のお話です。これは、2021年1月1日から施行された中国民法典に新たに組み入れられた協議離婚に関する手続きです。

（中国民法典1077条）

婚姻登記機関が離婚登記申請を受理した日から30日以内に、いずれか一方が離婚を望まない場合、婚姻登記機関に対して離婚登記申請を撤回することができる。

2 前項の規定する期限が満了してから30日以内に、双方は、自ら婚姻登記機関で離婚証の交付を申請しなければならない。申請しない場合には、離婚登記申請を撤回したものとみなす。

上記が新設された条文（以下「本条」といいます。）となります。日本の協議離婚の場合、離婚届を役所に提出すれば直ちに離婚の効力が発生することになりますが、中国の協議離婚の場合、離婚届に代わる「離婚登記申請」を行ったとしても直ちに離婚の効力が発生せず、本条によって離婚登記申請

をしてから30日（しかもこの30日以内は一方当事者が勝手に申請撤回する可能性あり）待つ必要があるのです。更に登記申請から30日経過後、本条中の下線部にあるように、夫婦揃って離婚証の交付の申請をする必要があり、これをせずに更に30日が経過すれば、離婚登記申請は撤回されたものとみなされます。中国の場合、実務上は夫婦双方が現地で揃わなければ申請を行うことができないため、離婚の手続きを進めるためには双方の協力が必要です<sup>1</sup>。中国民法典への改正前は、本条の第1段階でいう離婚登記申請のみの協力で足りていたのですが、改正により、第1段階から時間を置いた第2段階の離婚証交付申請についても夫婦の協力が必要となるため、離婚を進めるハードルがより一層高くなったものと考えられます。この意味で本条の制度を「離婚のクーリングオフ」と表現するメディアも多くありました。なお、本条はあくまでも協議離婚（登記離婚）に適用される制度であり、調停・裁判により離婚する場合は対象外となります。

本条の立法趣旨については、衝動的な離婚を防止するためと言われていますが、実際は、離婚の自由を制限するもの、或いは、離婚に応じない側が離婚したい側を拘束するための手段として悪用されるのではないかと、という評価も受けているようです<sup>2</sup>。また、この制度の背景には、現在中国の社会問題とされている離婚数の増加、人口減少、ひいては少子高齢化に歯止めをかける目的があるとも言われています。現に、中央政治局は2021年5月31日に夫婦1組に子ども2人までという産児制限を3人までに緩和するという決定<sup>3</sup>を示し、同

年7月20日にこれを公布しました。この決定に基づき、各省や市は「3人っ子政策」<sup>4</sup>を進め、現に子育ての家計負担軽減のための税負担免除や給付金支給等が行われています。

また、政府（民政部）のデータ<sup>5</sup>によれば、中国民法典が施行された2021年度の協議離婚（登記離婚）数は、前年度と比較して42.7%も減少したようです<sup>6</sup>。この大幅な減少が本条の新制度によるものなのかは別途検討が必要かと思いますが、一説によれば「中国での協議離婚は衝動的な理由によるものが3割を占めている」<sup>7</sup>と言われています。これを前提とすれば、一定の期間を置いて当事者の感情をクールダウンさせることで再度婚姻生活を継続する意思を復活させるケースも多くなったといえるでしょう。

以上を踏まえれば、「冷静期」は、今後の離婚数の増加に歯止めをかける大きな一つの制度になると思われます。まだ始まったばかりの制度であるため、今後の人口政策への影響を含め、動向に注目すべき分野の一つとなりそうです。

(注)

1 日本の場合、離婚届は夫婦のいずれかもしくはその代理人が提出可能であるため、必ずしも夫婦同席の必要はありません。

2 著：刘怡然「“离婚冷静期”让离婚更难了吗？」（宁波通讯・2021年第2期）39頁

3 《关于优化生育政策促进人口长期均衡发展的决定》

4 正式には中国語で「三孩生育政策」といいます。

5 <http://www.mca.gov.cn/article/sj/tjjb/2021/202104qgsj.html>

6 <https://new.qq.com/omn/20220323/20220323A0C18F00.html>

7 著：刘怡然 同上

## トピック 金融法務

### ディスクロージャーワーキング・グループ報告

#### —中長期的な企業価値向上につながる資本市場の構築に向けて—



弁護士 田邊 愛

2022（令和4）年6月13日、金融庁は、「金融審議会 ディスクロージャーワーキング・グループ報告—中長期的な企業価値向上につながる資本市場の構築に向けて—」（以下「本報告書」といいます。）<sup>1</sup>を公表しました。

当該ワーキング・グループは、2021（令和3）年6月、金融担当大臣から「企業を取り巻く経済社会情勢の変化を踏まえ、投資家の投資判断に必要な情報を適時に分かりやすく提供し、企業と投資家との間の建設的な対話に資する企業情報の開示のあり方について幅広く検討を行うこと」という諮問を受けて設立され、学識経験者、企業等から17名の委員から構成され、オブザーバーとして経産省等の官庁、全銀協、東証、監査役協会、日本公認会計士協会等が参加しています。

本報告書は、2021（令和3）年9月以降、企業開示のあり方について、合計9回にわたり開催されたワーキング・グループにおける検討及び審議の結果として報告されたものです。

なお、本報告書とは別に2022（令和4）年6月7日に公表された「新しい資本主義実行計画工程表（案）」<sup>2</sup>では、早ければ2023年3月期より、人的資本等の非財産情報の開示（人材育成方針や社内環境整備方針、これらを実現する指標や目標）について、有価証券報告書における記載を義務化する旨の計画が示されています。

本報告書の構成は以下のとおりです。

## I. サステナビリティに関する企業の取組みの開示

1. サステナビリティ全般に関する開示
2. 気候変動対応に関する開示
3. 人的資本、多様性に関する開示
4. 今後の課題

## II. コーポレートガバナンスに関する開示

1. コーポレートガバナンス改革と情報開示に係るこれまでの取組み
2. 取締役会、指名委員会・報酬委員会等の活動状況
3. 監査の信頼性確保に関する開示
4. 政策保有株式等に関する開示

## III. 四半期開示をはじめとする情報開示の頻度・タイミング

1. 四半期開示
2. 適時開示のあり方
3. 有価証券報告書の株主総会前提出
4. 重要情報の公表のタイミング

## IV. その他の開示に係る個別課題

1. 「重要な契約」の開示
2. 英文開示
3. 有価証券報告書とコーポレート・ガバナンス報告書の記載事項の関係

## I. サステナビリティに関する企業の取組みの開示

「1、サステナビリティ全般に関する開示」については、政府が2050年のカーボンニュートラルを目指すことを宣言していることやサステナビリティに関する取組が企業経営の中心的課題となるとともに、投資家の関心が世界的に高まっていること、各種サステナビリティ開示の基準設定やその活用動きが急速に進んでいることから、日本でも、サステナビリティ開示に向けた検討を進めることが急務となると指摘され、本報告書において、進めるべき取組みや留意事項が指摘されています。

とりわけ、企業実務に影響が大きい指摘としては、有価証券報告書において、サステナビリティ情報の「記載欄」の新設を行い、法定開示にもこれを含めていくべきと指摘されていることです。サステナビリティ開示は、将来情報を含む一方、有価証券報告書には虚偽記載の責任が生じるところ、この点も、内閣府令改正の際に「一般に合理的と考えられる範囲で具体的な説明がされていた場合、提出後に事情が変化したことをもって虚偽記載の責任が問われるものではないと考えられる」とする金融庁の見解の浸透や企業内容等開示ガイドラインの整備により、サステナビリティ開示の事例や留意点をさらに明確化すること、また任意開示書類の参照の推奨等により、投資者が投資判断において企業の考え方を十分に理解できるような積極的な開示となるよう推奨すべきであるとされています。

なお、日本においては、公益財団法人財務会計基準機構（FASF）が2021年12月サステナビリティ基準委員会（SSBJ）の設置を公表し、現在設立準備委員会が設置されており、当該SSBJに開示基準策定の中心的な役割に据えて、開示内容や公表時期等の実務的な検討や環境整備を行っていくことが考えられると指摘されています。

「2、気候変動対応に関する開示」では、国際会計基準（IFRS）の設定主体であるIFRS財団が設立した国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）が2022年3月、国内外で広く利用されているTCFDをベースにした気候関連開示基準の公開草案を公表し、業種別指標が示されたほか、諸外国当局でも気候変動関連開示の議論が進展していることが指摘されています。日本においても、多くの気候変動関連開示に係る実務や事例が積みあがっているものの、国際的な比較可能性を確保するため、①ISSBの気候関連開示基準の策定に積極的に参画し、日本の意見が取り込まれた国際基準の実現を目指すことが望ましいこと、②その上で、ISSBの気候関連開示基準を踏まえ、SSBJで迅速に具体的開示内容の検討に取り掛かること、③現時点においては、経営環境等を踏まえ、気候変動対応が重要であると判断する場合、「ガバナンス」「戦略」「リスク管理」「指標と目標」の枠で開示することとすべきことが指摘されています。

なお、上記に加えて、GHG（温室効果ガス）排出量が多い企業については、重要性の判断を前提としつつも、積極的に開示をすることが期待されることが指摘されています。

「3、人的資本・多様性に関する開示」については、2021年6月のCGコードの再改訂により、経営戦略に関連する人的資本への投資や、多様性の確保に向けた方針とその実施状況の開示が盛り込まれるなどの取組みが行われてきました。

このような状況も踏まえ、日本では、以下の内容をそれぞれサステナビリティ開示の「記載欄」の開示項目とすることが提案されています。

「戦略」	➔ 人材育成方針（多様性を含む）、社内環境整備方針
「指標と目標」	➔ 測定可能な指標（インプット、アウトカム等）の設定、その目標及び進捗状況
「従業員の状況」	➔ 女性管理職比率、男性の育児休業取得率、男女間賃金格差

最後に、「4、今後の課題」としては、①前述のSSBJの役割の明確化として、法令上の枠組みを含めて、どのように位置づけるかということ、②サステナビリティ情報に対する保証の確保、③IFRS財団のアジア・オセアニアオフィスのサポートが指摘されています。とりわけ、①のSSBJの位置づけについては、今後の企業内容開示規制が左右される重要な点であり、今後も注視していく必要があります。

## II コーポレートガバナンスに関する開示

コーポレートガバナンスに関する開示については、近年、ステewardシップ・コード、コーポレートガバナンス・コードの再改訂、市場区分に応じた適用等、ガバナンス向上に向けた枠組みの整備が進められていると指摘されています。

そのような中で、企業内容の開示においても、当該取組みの進展を適切に反映させることが求められるとして、①有価証券報告書に「取締役会、委員会等の活動状況」の記載欄を設け、詳細な情報をコーポレート・ガバナンス報告書や任意開示書類を参照しながら、開催頻度や主な検討内容、個々の構成員の出席状況を記載項目とすること等が提案されています。また、②監査の信頼性確保に関する開示として、有価証券報告書において、監査役会等における実質的な活動状況の開示を求め、投資家と監査役等との対話を促進させていくことが重要と指摘されています。具体的には、監査状況の認識と監査役会等の活動状況等、KAM（監査上の主要な検討事項）についての監査役等の検討内容の開示、内部監査の実効性の説明を開示項目とすることが提案されています。さらに、③政策保有株式に関する開示として、保有の正当性を議論するための情報が提供されることが望ましいとされ、発行会社と業務提携等がある場合の説明を有価証券報告書の開示項目とすべきと提案されています。さらに議決権行使基準の積極的な開示や純投資目的の保有株式についても、政策保有との区分や区分変更の動向、両銘柄の保有期間等の実態を調べ、適切な開示に向けた取組みを進めるべきと指摘されています。

## III. 情報開示の頻度・タイミング

「1. 四半期開示」について、四半期報告制度は、投資家に対し企業業績等に係る情報をより適時に開示するとともに、企業内において、より適時の情報把握による的確な経営の検証を行う必要があるとの認識の下、2006年に制定、2008年4月に施行されました。しかし、欧州で法令上の四半期開示義務が廃止されていることや日本でも中長期的な視点に立って企業経営が求められることから、四半期開示義務を廃止し、取引所規則に基づき四半期決算短信に「一本化」することが適切と考えられると提案されています。他方で、これに伴い、①四半期決算短信の義務付けの有無をどう考えるか、②四半期決算短信は、速報性から簡素化されており、その内容の見直し、③四半期決算短信への虚偽記載に対するエンフォースメント、④四半期決算短信に対する監査法人によるレビューの要否、⑤（四半期報告を廃止した場合）半期報告書に対する監査法人の保証のあり方は、さらに検討すべき必要のある課題であると指摘されています。

四半期報告が不要となれば、コスト削減や開示の効率化につながる一方、情報の有用性・適時性の確保をどのようにするかが議論のポイントになるとされています。

「2. 適時開示のあり方」については、日本においては取引

所が開示すべき事項や重要性基準を定める細則主義を取っており、細則に該当しない場合や経営環境が不透明な場合には、開示に消極的であると指摘されています。このような状況について、①よりタイムリーに企業の状況変化に関する情報が企業から開示されるよう、取引所において適時開示の促進（エンフォースメントのあり方を含めて）を検討すべきこと、②投資家はリスク情報について前広な開示を求めていることから、情報の作成者と利用者間に生じている「期待ギャップ」の解消にも取り組んでいくことが望まれると指摘されています。

「3. 有価証券報告書の株主総会前提出」については、それぞれの企業が置かれた状況や投資家との対話も踏まえつつ、必ずしも早い時期でなくとも株主総会前に有価証券報告書を提出する取組みが期待されると指摘されています。

「4. 重要情報の公表タイミング」についても、社内手続きなどの終了のタイミングで速やかに開示することが基本であり、それを促す取組みを進めるべきと指摘されています。

## IV. その他の開示に係る個別課題

その他の開示に関する個別課題として、重要な契約の開示、英文開示、有価証券報告書とコーポレート・ガバナンス報告書の記載事項の関係が指摘されています。このうち、重要な契約としては、①企業・株主間のガバナンスに関する合意（役員候補者指名権等の合意等）、②企業・株主間の株主保有株式の処分・買増し等に関する合意、③ローンと社債に付される財務上の特約については、類型を設定し、開示事項とすべきであると指摘することが提案されています。また、英文開示については、プライム市場に上場する企業や利用ニーズの特に高い項目、サステナビリティ情報について英文開示が期待されるとし、当該英文開示をしている企業一覧を海外投資家に情報発信することやEDINETにおいて外部の翻訳ツールを利用しやすいよう改修を進めること等が指摘されています。

また、有価証券報告書とコーポレート・ガバナンス報告書の記載事項については、それぞれの開示システムの利便性等を踏まえて整理することが考えられると指摘されています。

以上のとおり、本報告書においては、サステナビリティに関する企業の取組み内容の開示を始めとし、新たな開示項目が提案されたほか、企業の経営状況やガバナンスにつき、投資家にとってより適時・的確な企業実態の把握が可能となるような提案がなされています。今後、企業内容の開示はより広範かつ深化していくものと考えられ、開示基準等への準則性を超えて、より積極的な開示に対応できる仕組み作りが必要となると考えられます。

(注)

1 [https://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kinyu/tosin/20220613/01.pdf](https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20220613/01.pdf)

2 [https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii\\_sihonsyugi/honbu/dai2/sankoul.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/honbu/dai2/sankoul.pdf)

# 近時の実務話題 & 裁判例レビュー

弁護士 大川 治



## 夫馬賢治「講演 サステナビリティの歴史、サステナブルな時代の経営とリスク」(月刊監査役 No.736 (2022年6月号) 4頁)

第94回監査役全国会議における(株)ニューラル代表取締役 CEO 夫馬賢治さんの講演を収録したものです。

- ・ Google のキーワード検索数のトレンドをみると、日本では、2018年ころからSDGsという言葉が急速に普及し、引っ張られるかのようにESGも延びているが、SDGsのほうが遙かに知られているのが日本の現状で、世界では非常に珍しい。
- ・ 2015年にSDGsが国連で採択されたが、アメリカでは、現在に至るまでほとんどSDGsという言葉が検索されることはない、ESGの検索だけがずっと延びている。フランス、インドでもそうである。
- ・ 今サステナビリティという言葉が日本で盛り上がっているが、その発端は、世界では2008年である、そのターニングポイントからなぜ、世界的にサステナビリティという言葉が広がってきたかを改めて理解する必要がある。

といった指摘から始まり、世界と日本それぞれでサステナビリティの概念が広まってきた経緯を紹介しています。

また、なぜ企業が社会課題解決に向き合うのかということと、2020年の段階で、環境問題も含め、グローバル企業の答えは、「収益の創出」が多数、一方、日本企業の経営者の回答は、収益の創出との回答はわずか1%、外部ステークホルダーの優先事項だから、従業員、Z世代がこういう問題が好きだから、新規採用のためにといった「仕方なくやっている」という反応だった、との指摘も興味深いと思います。

私を含め当事務所の弁護士も、クライアントの経営陣とお話する際、CGコード、投資家対応、株主総会対応といった「外圧」との関係でサステナビリティ等のテーマに触れることが多くなりがちですが、企業の安定的成長のための経営課題としてこういったテーマを捉え、さらに適切なクライアントのサポートを行えるよう研鑽を重ねたいとあらためて感じました。

## 松中学「敵対的買収防衛策に関する懸念と提案

### —近時の事例を踏まえて—

名古屋大学の松中学教授の論稿です。商事法務 No.2295 に〔上〕、同 No.2296 に〔下〕が掲載されています。

近時の敵対的買収とこれに対する防衛策の事例とその特徴を踏まえて、現在の裁判例や議論の問題点を指摘したうえで、いくつかの提案を行う内容ですが、問題意識として、①買収手法の強圧性が具体的にどのような防衛策と導入・発動のプロセスを正当化するのかを分析的に検討する必要が無いのか、②敵対的買収に対する制約と友好的買収のバランスの視点が抜け落ちていないか、③防衛策が脅威に応じて相当な効果

を持つという意味での相当性が忘れられている可能性がないか、という3つを提示し、順次検討しています。

ある買収手法に強圧性があるため、株主が買収への応募(株式の売却)ではなく株主総会を通じて意思決定をするとして、この株主総会では何を決めているのか、という問題提起のもと、a) この買収は強圧性が高いため、(この手法では)実施するべきではない、b) この買収は企業価値を低下させるため、実施すべきではない、のどちらを決めようとしているのか、強圧性が一定程度あること=企業価値を下げる買収

とは限らない、といった視点を提示しています。

また、買収手法の強圧性が脅威なのであれば、強圧性を排除する防衛策は正当化できるが、強圧性を排した買収を阻止することは正当化できず、そのような防衛策までも正当化するには強圧性を超えた脅威（必要性）が必要とし、また、防衛策が正当化される強圧性の水準等を検討していきます。

近時の事例の事実経過や裁判例において明示された考慮要素の分析にとどまらず、論点のそもそもの意義に立ち入り分析を加える重要な論稿です。

## 書籍のご紹介

今般、当事務所の横瀬弁護士が執筆に加わった書籍「Q&A 改正公益通報者保護法」が出版されました。本書は、本年6月1日に施行を迎えたばかりの改正公益通報者保護法を踏まえた制度設計や実務対応について解説するものです。改正法により常時使用労働者が300人を超える事業者は、通報窓口の設置など公益通報対応体制整備義務を負うことになりましたが、本書が企業における内部通報制度の構築・運用の参考になるものと思います。

<https://store.kinzai.jp/public/item/book/B/14169/>

なお、消費者庁のホームページにおいて、横瀬弁護士が策定に加わった「内部通報に関する内部規程例（遵守事項+推奨事項版）」が公開されていますので、併せてご覧ください。

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_partnerships/whistleblower\\_protection\\_system/pr/assets/pr\\_220221\\_0001.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/whistleblower_protection_system/pr/assets/pr_220221_0001.pdf)



価：2,200円（税込）

編・著者名：[執筆者] 中原健夫／結城大輔／横瀬大輝／福塚侑也

発行日：2022年07月04日

判型・体裁・ページ数：四六判・192ページ

本ニュースレターは発行日現在の情報に基づき作成されたものです。また、本ニュースレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の状況に応じて日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めていただく必要があります。

本ニュースレターに関するご質問等は下記までご連絡ください。

電話：06-6201-4456（大阪）03-6272-6847（東京）

メール：newsletter@dojima.gr.jp

WEB：www.dojima.gr.jp